

第3回特別支援教育ワーキンググループ の検討事項

検討
項目 ①

通常の学級に在籍する障害のある子供たち
の学習活動の充実に向けた方策

検討
項目 ②

合理的配慮の提供を促すための方策



本日の検討項目

1. 多様な子供が通常の学級に在籍していることを前提とした方策

＜本WGにおける検討事項（第1回会議資料）より＞

- 障害の「社会モデル」の考え方を踏まえつつ、多様な子供がいることを前提とした教室環境や学級経営・授業づくりを進めるための方策について、どう考えるか

2. 障害による困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫の改善

＜本WGにおける検討事項（第1回会議資料）より＞

- 学習活動を行う場合に生じる障害による困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫の改善に向けた方策（各教科等の学習の過程で考えられる困難さの状態に対して、困難さが生じる要因に目を向けた対応）について、どう考えるか

3. 合理的配慮の提供

＜本WGにおける検討事項（第1回会議資料）より＞

- 合理的配慮の提供について、基礎的環境整備の状況を踏まえつつ、本人・保護者との建設的対話を通じて相互理解を図り、過重な負担のない範囲で障害の状態に応じた対応が全ての学校で図られるようにするための方策をどう考えるか

4. デジタル学習基盤の活用

＜本WGにおける検討事項（第1回会議資料）より＞

- デジタル学習基盤の活用について、基礎的環境整備に位置付くものであることを総則等で明らかにすることや、一人一人の障害の状態や特性等に合わせた学び方につながる活用を促すための方策について、どう考えるか。併せて、アクセシビリティ機能や出入力支援装置の確実な活用に向けた方策について、どう考えるか。

検討項目①
通常の学級に在籍する障害のある子供たちの学習活動の充実に向けた方策

検討項目②
合理的配慮の提供を促すための方策



検討項目①

**通常の学級に在籍する障害のある子どもたち
の学習活動の充実に向けた方策**

検討項目① 通常の学級に在籍する障害のある子供たちの学習活動の充実に向けた方策

1. 通常の学級に在籍する障害のある子供たちに対する現行規定

【現行の小・中学校学習指導要領の記載】

総則

ア 障害のある児童（生徒）などについては、特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、個々の児童（生徒）の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うものとする。

各教科等（指導計画の作成に当たっての配慮事項）

障害のある児童（生徒）などについては、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。

※高等学校も同趣旨を記載

＜現行の規定の趣旨＞

（一人一人の障害の状態等に応じた工夫）

- 障害の種類や程度によって一律に指導内容や指導方法が決まるわけではなく、子供たち一人一人の障害の状態等により、学習上又は生活上の困難が異なることに十分に留意し、個々の子供の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を検討し、適切な指導を行うことが必要であることから、その旨を小・中・高の総則において規定

（各教科等の指導における指導内容・指導方法の工夫）

- 各教科等の指導にも、障害の種類や程度を的確に把握した上で、障害のある子供たちの「困難さ」に対する「指導上の工夫の意図」を理解し、個々に応じた様々な「手立て」を検討し、指導に当たっていくことが必要。その際、全ての教師が障害に関する知識や配慮等についての正しい理解と認識を深め、組織的な対応ができるようにしていくことが必要
- このため、全ての教科等の授業において、一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細かな指導や支援ができるよう、各教科等における指導計画の作成に当たっての配慮事項として、学習上の困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を行うことを規定

2. 検討の前提となる基本的な考え方

（通常の学級における授業づくり、学級・集団づくり）

- 小・中・高等学校における障害のある子供たちへの支援に当たっては、まずは通常の学級において、障害のある子供たちをはじめ様々な面で配慮が必要な子供たちが在籍していることを前提として、全ての子供に対する多様性・包摂性を尊重した学習者主体の授業づくり、学級・集団づくりの取組を進めることが必要。その際には、デジタル学習基盤の活用も前提に考える必要（こういった取組を積極的に進めることで必要となる個別的な支援の内容も変わってくると考えられる）

（個別的な支援としての指導内容・指導方法の工夫）

- 上記のような取組を踏まえた上で、通常の学級において、障害のある子供に対して、障害の状態等を踏まえた個別的な支援としての指導内容や指導方法の工夫に取り組むことが必要（その際には、校内委員会による支援策の検討や、個別の教育支援計画・個別の指導計画の作成・活用が求められる）

（通級による指導・特別支援学級における指導・支援）

- その上で、障害の状態等を踏まえ、通常の学級だけでは指導・支援が困難な子供たちに対して、通級による指導を通じた支援を実施し、通級による指導の成果を通常の学級での学びに生かしていくことが必要。更に、障害の状態等を踏まえ、各教科等において特別な教育課程を編成し、少人数でのきめ細かな指導・支援が必要な子供たちに対しては、特別支援学級を学びの場とするといった教育的ニーズを踏まえた段階的な検討のプロセスが必要

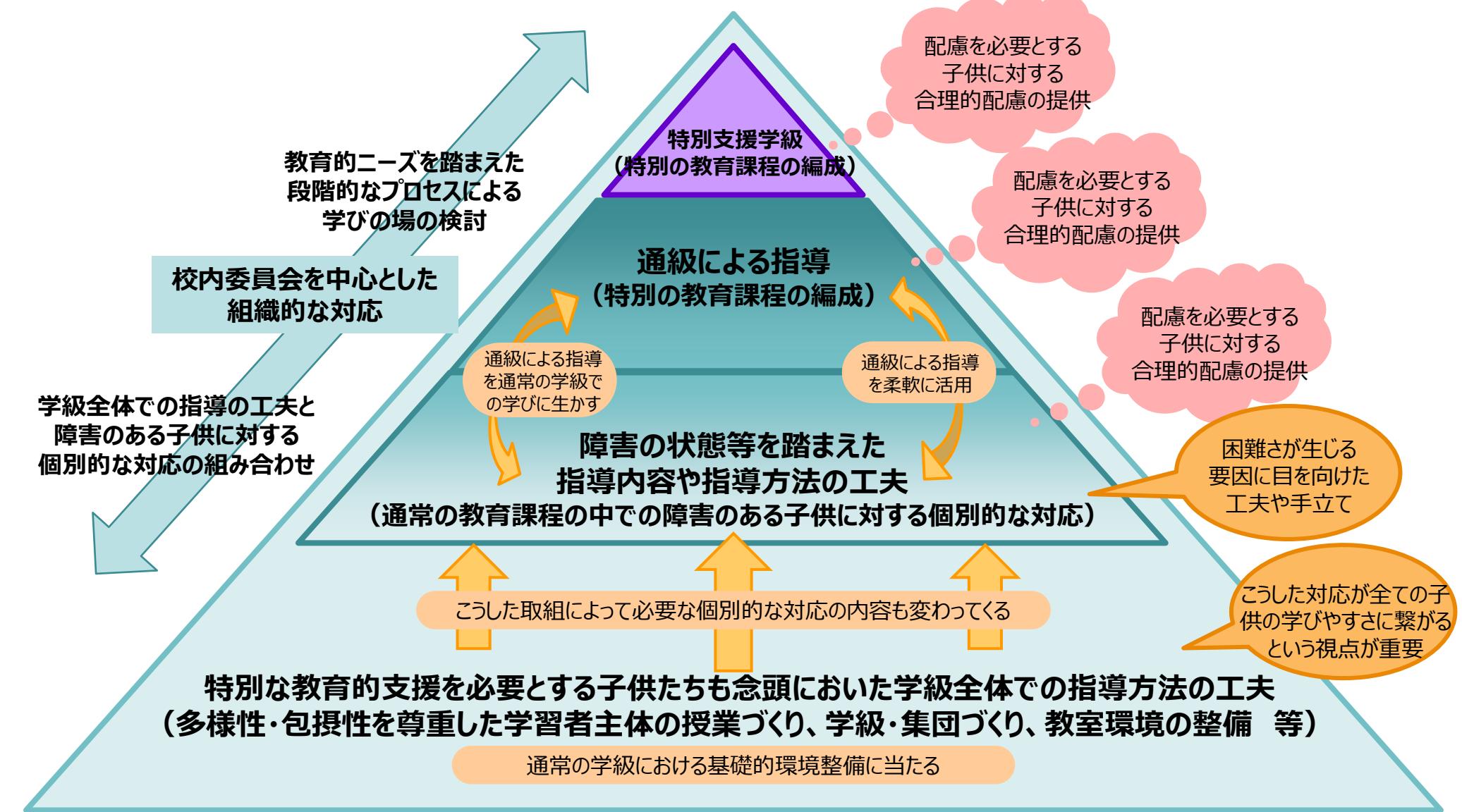
（合理的配慮の提供）

- なお、それぞれの場の教育において、本人・保護者の意向を踏まえ必要な場合には、建設的対話を通じた関係者の合意形成のもと、過重な負担のない範囲で、合理的配慮の提供を行うことが必要

このように、多様性・包摂性を尊重した学習者主体の授業づくり、学級・集団づくりの上に、一人一人の教育的ニーズに応じた個別的な対応を組み合わせることで障害のある子供たちの学習活動を充実し、更に必要がある場合には通級による指導を行ったり、特別支援学級を学びの場とするといった、重層的な指導・支援の考え方が重要なのではないか

このことを通じて、障害のある子供と障害のない子供が可能な限り同じ場で共に学ぶことを目指すとともに、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある多様な学びの場において、障害のある子供たち一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導や必要な支援に取り組む「インクルーシブ教育システムの構築」の一層の推進がなされるのではないか

小・中学校に在籍する障害のある子供たちの学習活動の充実に向けた方策 (重層的な指導・支援のイメージ)



※特別支援学級の対象： 知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、言語障害、自閉症・情緒障害

通級による指導の対象：言語障害、自閉症、情緒障害、弱視、難聴、学習障害、注意欠陥多動性障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱



現状・課題

1. 多様な子供が通常の学級に在籍していることを前提とした方策

- 現在の小・中・高等学校の学習指導要領では、障害のある子供たちへの指導について、以下の事項を規定
 - ① 障害の状態等を踏まえた個別的な対応としての指導内容・指導方法の工夫
 - ② 特別支援学級における特別の教育課程
 - ③ 通級による指導における特別の教育課程
 - ④ 個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成・活用

まずは通常の学級における、障害のある子供たちが在籍していることを前提とした取組が起点となるが、学校現場に十分に理解されているとは言い難く、指導主事による各教科等の指導助言においても十分に取り扱われていない実態がある
- 障害のある子供たちが通常の学級に在籍していることを前提として、板書の工夫や教室内の刺激の調整等の指導上の工夫を十分に行っている小・中学校の割合は約半数となっており、地域によって取組に差が生じている状況がある（補足資料1）
- このように、障害の「社会モデル」(※)の考え方を踏まえた、多様な子供がいることを前提とした授業づくり、学級・集団づくりが十分には進んでいないこと、通級による指導をはじめとした、通常の学級に在籍する障害のある子供たちへの個別的な支援が十分ではないこと、通常の学級における特別支援教育に係る専門性が十分でないこと等とも相まって、障害の程度が比較的軽度であっても特別支援学級を学びの場とする子供が増え続けている現状がある（交流及び共同学習として大半の時間を通常の学級で学んでいるなど、通常の学級で学ぶことが可能と思われる子供たちも特別支援学級に数多く在籍している現状がある）※障害者が受ける制限は、心身の機能の障害のみならず社会における障壁と相対することによって生じるという考え方

2. 障害による困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫の改善

- 各教科等の学習の過程においては、障害のある子供たちへの個別的な対応として、「困難さ」の状態に対する指導上の工夫を行うこととなるが、その際には明確な「指導上の工夫の意図」を持ち、個に応じた様々な「手立て」を講じていくことが必要
- しかし、教師から見える表出した「困難さの状態」への対応にとどまり、その背景にある「困難さが生じる要因」に目が向けられない中、明確な意図に基づいた効果的な手立てが講じられず、学習上の困難が軽減されていない事例が散見される



検討の方向性

1. 重層的な視点を踏まえた指導・支援の在り方の整理

- 小・中・高等学校の通常の学級に在籍する障害のある子供たちに対する指導・支援に当たっては、まずは通常の学級において、障害のある子供が在籍していることも念頭におきつつ、障害の有無によらず全ての子供にとって学びやすい学習者主体の授業づくり、学級・集団づくりを進めていくことが大前提であるという考え方を明らかにする必要があるのではないか
- その上で、通常の学級に在籍する障害のある子供たちに対して、障害の状態等を踏まえた個別的な支援として、指導内容・指導方法の工夫の充実させ、通常の学級における特別支援教育に係る専門性を高めていくことが重要であり、国において、こうした工夫について学べる研修コンテンツや教師向けの資料等を提供していくことも必要ではないか
- また、通級による指導の充実や、通級による指導を柔軟に活用しその成果を通常の学級での学びに生かしていくための方策も必要ではないか
- こういった通常の学級に在籍する障害のある子供たちへの支援の充実のためにも、これまで指摘してきたように、障害のある子供たちに対する校内支援体制の充実、とりわけ、校内委員会の位置付けや役割の明確化を図ることが必要ではないか（補足資料2）
- 上記の取組を通じ、通常の学級で学ぶことが可能な子供たちについては、通級による指導をはじめ様々な支援や合理的配慮の提供を受けながら通常の学級において学び、通常の学級では指導・支援が困難な場合に特別支援学級を学びの場とする、といった重層的な指導・支援が考えられ、このことからも、合理的配慮の提供を含め、通常の学級において求められる指導や支援・配慮の考え方を明らかにする必要があるのではないか

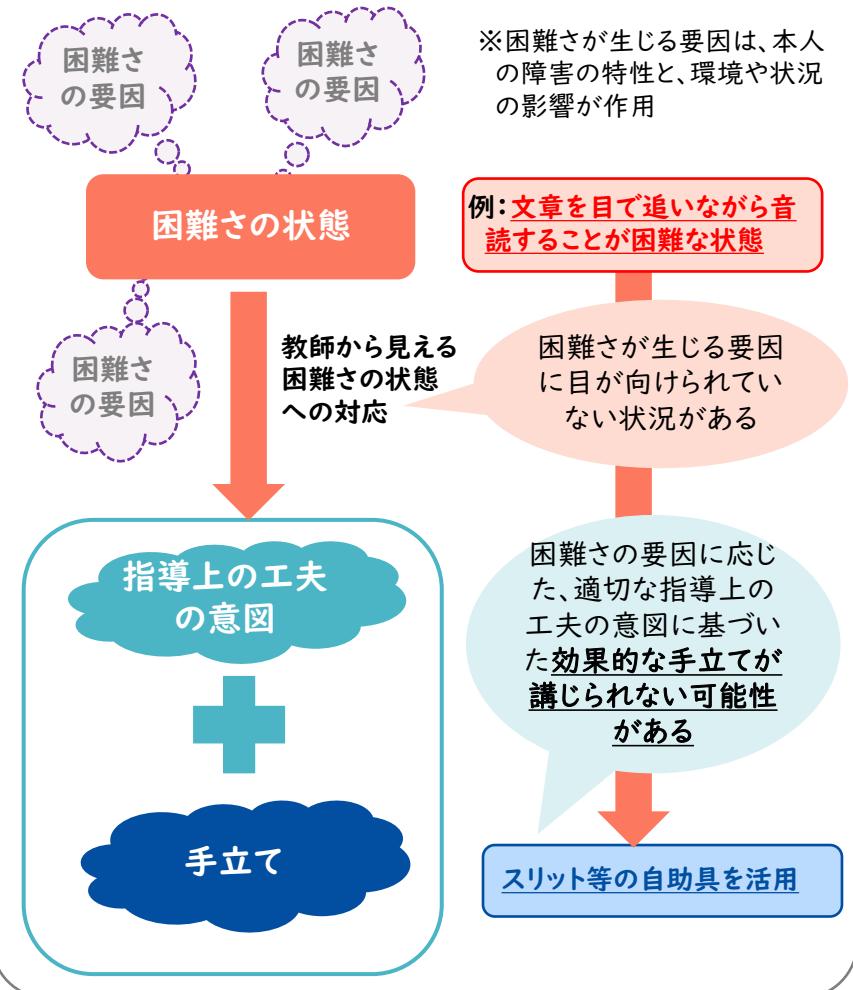
2. 学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫に関する改善

- 「困難さ」が生じる要因は、本人の障害の特性と環境や状況の影響が作用するものであり、困難さが生じる要因に目を向けた困難さの状態への対応について、校内委員会を中心に組織的に行っていくことが必要
- そのため、各教科等の指導に当たっての指導内容・指導方法の工夫について、解説等において、困難さが生じる要因に目を向けた上で、指導の工夫の意図を設定し、それに基づく手立てを実施する考え方や事例を示していくことが考えられるのではないか

学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫に関する改善イメージ

現行の課題

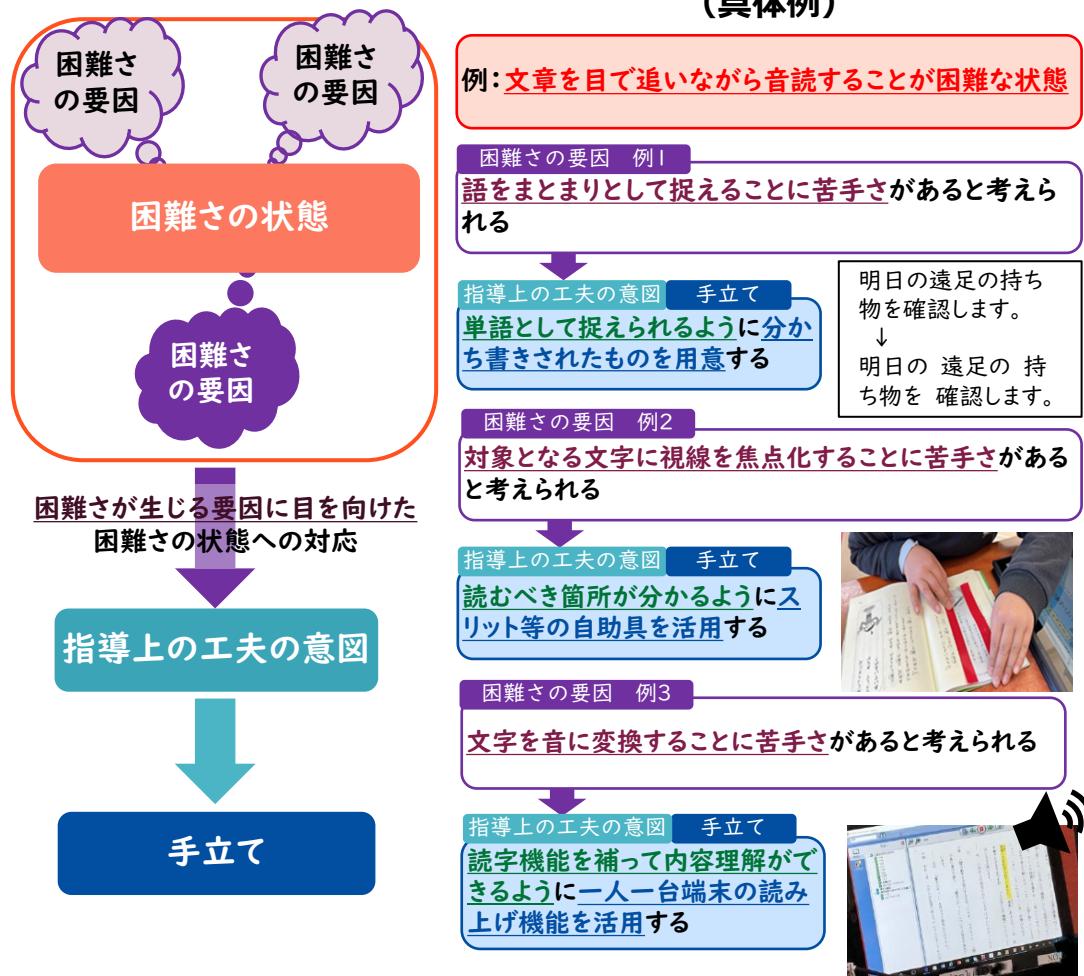
各教科等の学習の過程において考えられる【困難さの状態】に対して、【指導上の工夫の意図】+【手立て】を設定



改善イメージ

各教科等の学習の過程で考えられる【困難さの状態】に対して、
【困難さが生じる要因】に目を向けた上で、【指導の上の工夫の意図】
を設定し、それに基づく【手立て】を実施

(具体例)





検討項目②

合理的配慮の提供を促すための方策

検討項目② 合理的配慮の提供を促すための方策

初等中等教育段階における合理的配慮の提供に関するこれまでの整理 (補足資料 3)

1. 合理的配慮の定義

「障害のある子どもが、他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を享受・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるもの」であり、「学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」

2. 合理的配慮の決定方法・提供

- 合理的配慮の決定・提供に当たっては、各学校の設置者及び学校が体制面、財政面をも勘案し、「均衡を失した」又は「過度の」負担について、個別に判断することとなる。
その際、現在必要とされている合理的配慮は何か、何を優先して提供する必要があるかなどについて、関係者間で共通理解を図る必要がある。なお、設置者及び学校と本人及び保護者の意見が一致しない場合には、教育支援委員会等の助言等により、その解決を図ることが望ましい
- 合理的配慮は、子供一人一人の障害の状態等を踏まえて教育的ニーズの整理と必要な支援の内容の検討を通して、個々に決定されるものである。これを踏まえて、設置者及び学校と本人及び保護者により、個別の教育支援計画を作成する中で、発達の段階を考慮しつつ、合理的配慮の観点を踏まえながら、合理的配慮について可能な限り合意形成を図った上で決定し、提供されることが望ましく、その内容を個別の教育支援計画に明記することが望ましい

3. 通級による指導、特別支援学級、特別支援学校との関係

- 通常の学級のみならず、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校においても、「合理的配慮」として、障害のある子どもが、他の子どもと平等に教育を受ける権利を享受・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことが必要
- それぞれの学びの場における「合理的配慮」は、「合理的配慮」の観点を踏まえ、個別に決定されることとなるが、「基礎的環境整備」を基に提供されるため、それぞれの学びの場における「基礎的環境整備」の状況により、提供される「合理的配慮」は異なることとなる

4. 「基礎的環境整備」と学校における「合理的配慮」の観点

- 「合理的配慮」の充実を図る上で、「基礎的環境整備」の充実は欠かせない。(略)「基礎的環境整備」を進めるに当たっては、ユニバーサルデザイン(※)の考え方も考慮しつつ進めていくことが重要
※調整又は特別な設計を必要とすることなく、最大限可能な範囲ですべての人が使用することができる製品、環境、計画及びサービスの設計のこと
- 合理的配慮を提供するに当たっての観点について、(1)教育内容・方法、(2)支援体制、(3)施設・設備について類型化した整理が試みられている
- このうち、(1)教育内容・方法については、①学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮、②学習内容の変更・調整、③情報・コミュニケーション及び教材の配慮、④学習機会や体験の確保、⑤心理面・健康面の配慮などが観点として整理されている (補足資料 4)

(出典) 中央教育審議会初等中等教育分科会平成24年報告及び「障害のある子供の教育支援の手引」より

合理的配慮の提供に関する教育課程上の位置付けの方向性

- 障害のある子供たちの学びを進めるためにも、基礎的環境整備としてのデジタル学習基盤の活用が不可欠である旨を明らかにしてはどうか。その際には、教師による指導のためのツールという視点に加え、学習者主体の学びを進めるためのツールという視点を踏まえることも必要ではないか
- 合理的配慮の提供の観点として求められている学習内容の変更・調整をはじめとした教育内容・方法に関する合理的配慮の提供と、現行規定である指導内容や指導方法の工夫などとの関係性を明らかにする観点からも、合理的配慮の提供に関する記載を設けてはどうか (その際、検討事項①で示した重層的なアプローチを踏まえた記載を検討してはどうか)
- 合理的配慮の提供に際しては、本人・保護者との建設的対話を通じた合意形成が必要であり、合理的配慮の提供に向けたプロセスも明示してはどうか



現在の位置付けと課題

1. 合理的配慮の提供に関する現在の位置付けと課題

- 現在、幼・小・中・高等学校の障害のある子供たちに対する指導内容や指導方法の工夫に関する記載は、学びの場にかかわらず、障害のある子供たち一人一人の障害の状態等を踏まえた個別的な支援に関して記載されているものであり、教師による指導上の工夫としての記載である
- このように、現在の記載は教師側・学校側の視点に立ったものであり、障害のある子供たちが教育内容・方法に関して合理的配慮を求める場合との関係については、必ずしも明らかになっていない。例えば、
 - ✓ 合理的配慮の提供に当たっては、建設的対話による合意形成を通じて個別に変更・調整を行っていくこととなるが、現行の教師による指導上の工夫と、合理的配慮の提供に当たって求められる上記のプロセスの視点の関係については明らかではない
 - ✓ 合理的配慮として想定されている教育内容や方法に関する変更・調整と、現行の指導内容や指導方法の工夫として想定される範囲を踏まえ、どういった変更・調整までが可能なのかが必ずしも明らかではない
 - ✓ 合理的配慮の提供の前提となる「過重な負担のない範囲」の考え方について、建設的対話を促す観点からも、関係者の共通理解を得るような示し方も必要ではないか
- 現在、小・中学校においては、合理的配慮の提供に積極的に取り組んでいる学校の割合は一部にとどまっており、地域間の差も大きい現状があるなど、合理的配慮の提供に関する理解が十分に進んでいるとは言い難い状況がある（補足資料5）
- 特別支援学校については、基礎的環境整備の状況が小・中・高等学校とは異なっており、現行でも、障害の状態等に応じた柔軟な教育課程の編成が可能であることを踏まえつつ、本人・保護者の意向を踏まえ、必要がある場合には合理的配慮の提供を促すような示し方が必要
- なお、合理的配慮の提供に当たっては、配慮を受ける子供が、周囲から「特別扱い」をされていると否定的に捉えられる場合があることも指摘されており、心理的な安全性を確保する学級・集団づくり、授業づくりが併せて必要であることに留意が必要



検討の方向性

1. 合理的配慮の提供に関する方向性

- 障害のある子供たちにとって、合理的配慮の提供を求めるることは、「社会モデル」の考え方を踏まえ、社会的障壁を取り除くために必要なものであるだけでなく、自己の学習を主体的に調整するために必要なものであり、障害のある子供たちの自己選択・自己決定に資する資質・能力の育成という観点からも重要なものの
- そのため、学習者主語の視点に立ち、過重な負担のない範囲内での合理的配慮の提供を確実に促すための方策として、各学校段階の学習指導要領の総則において、位置付けが必要ではないか
 - ✓ 幼・小・中・高等学校等においては、現行の指導内容や指導方法の工夫に関する記載に加えて、本人・保護者からの意思の表明を踏まえ、本人・保護者との建設的対話による合意形成により、過重な負担のない範囲での合理的配慮の提供を行う旨を明記してはどうか
 - ✓ また、設置者・学校と本人・保護者の意見の違いが大きい場合があることも踏まえ、解説等において、以下のような点を含め合理的配慮の提供を進めるための考え方を分かりやすく示していくことが考えられるのではないか
 - 学習内容の変更・調整や、情報保障や教材の配慮といった合理的配慮として考えられる観点
 - 過重な負担の基本的な考え方（物理的・技術的制約、人的・体制上の制約、費用・負担の程度、学校規模や自治体の財政規模、といった観点）
 - デジタル学習基盤を含む基礎的環境整備との関係など
 - ✓ その際、通常の学級における学習内容の変更・調整については、特別支援学級や通級による指導において編成される特別の教育課程ではなく、通常の教育課程の編成下における合理的配慮の提供であることを念頭に置いた示し方や整理が必要ではないか
 - ✓ 上記の考え方を示す際には、合理的配慮を受ける子供が学校やクラスの中で孤立しないよう、多様性を尊重した学習者主体の授業づくりや心理的安全性を確保する学級・集団づくりが必要な旨も示してはどうか
 - ✓ 特別支援学校においても、総則の中で、本人・保護者からの意思の表明を踏まえ、本人・保護者との建設的対話による合意形成により、過重な負担のない範囲での合理的配慮の提供を行う旨を明記してはどうか
- 合理的配慮の内容については、個別の教育支援計画の中に確実に記載するとともに、学校間での確実な引継ぎを行うよう、求めてはどうか



現在の位置付けと課題

(合理的配慮の提供に関する課題の続き)

- 関係者間の建設的対話を充実させていくためには、民主的で持続可能な社会の作り手を皆で育む観点を踏まえ、合理的配慮の提供について教師や本人・保護者それぞれが理解することが前提であることを確認することが必要
- 高等学校において、障害のある子供たちの在籍者数が急増しているが、高等学校の入学者選抜における障害のある生徒に対する受検上の配慮の状況については、年々取組は進んできているものの、自治体間の取組の差が大きい状況もある（補足資料 6）

2. 基礎的環境整備とデジタル学習基盤について

- 従来は障害の状態等に応じたICTの活用は合理的配慮と位置付けられてきたが、1人1台端末などのデジタル学習基盤が整備されたことで、ICTの活用は合理的配慮の基盤となる基礎的環境整備としての位置付けられるものとなった。障害のある子供たちの学びにとって、デジタル学習基盤は、障害による学習上又は生活上の困難さの改善・克服に向けた活用のみならず、主体的・対話的で深い学びの実装に向けても必要不可欠なものであると考えられる（補足資料 7）
- 他方、小・中学校において、特別な支援を要する子供たちへの学習活動でのICTの活用が進んでいない学校もあることや、特別支援学級や特別支援学校においても、1人1台端末に装備されたアクセシビリティ機能や出入力支援措置について、十分に活用されていない学校もあるなど、デジタル学習基盤を基礎的環境整備として生かし切れていない実態もある（補足資料 8）
- 障害のある子供たちの中には、ICT機器をただ使用するだけでは学習上の困難等の改善には結びつかない子供たちもいることから、障害の状態等に応じて、デジタル学習基盤に様々な支援を組み合わせた学習支援を行うことも必要



検討の方向性

- 学校側と本人・保護者との建設的対話を充実させていくためにも、国において、本人・保護者に対する分かりやすい資料や、合理的配慮として考えられる事例のデータベース等の提供を充実していくことも必要ではないか
- 高等学校の入試において、障害のある生徒に対する受検上の配慮を更に進めるためにも、文部科学省が作成している「高等学校入学者選抜における受検上の配慮に関する参考資料」について、デジタル学習基盤の活用等を含む配慮の例を提示するなどの見直しを行ってはどうか

2. 基礎的環境整備とデジタル学習基盤について

- 障害の「社会モデル」の考え方を踏まえ、多様な子供がいることを前提とした教室環境や授業づくりは基礎的環境整備として重要。デジタル学習基盤は、様々な困難さを抱える障害のある子供たちにとって学びの機会を保障するものであり、学びの主体的な調整を図るために不可欠なものであることから、合理的配慮の基盤となる基礎的環境整備に位置付くものとして、その意義を総則等で明記してはどうか
- 合理的配慮の提供に当たっては、デジタル学習基盤、その他の基礎的環境整備の状況を踏まえることを明らかにしてはどうか。その際、障害の状態等に応じ、アクセシビリティ機能や出入力支援装置を適切に活用することが必要である旨も示すことを検討してはどうか
- 障害のある子供たちに対するデジタル学習基盤の活用は、様々な困難さの改善・克服を図りつつ学習者主体の学びを進めるためのツールであり、重層的な支援の状況によって、求められる活用の在り方も異なることから、分かりやすい例を提示するなどの方策も必要ではないか。また、障害の状態等に応じ、デジタル学習基盤と様々な支援策を組み合わせた学習支援を講じる必要があることも示してはどうか
- 特別支援学校に在籍する子供たちにとっても、情報技術の急速な進展を踏まえた情報活用能力の育成は急務であり、小・中・高等学校と同様に、情報活用能力の抜本的向上が必要ではないか

※具体的な方向性については、次回以降の議事の中で検討予定

デジタル学習基盤の活用などによる基礎的環境整備の充実と合理的配慮の関係（イメージ）

従来、児童生徒への個別の合理的配慮として提供する必要があった支援の中には、1人1台端末などの活用によって誰でも選択可能な学習方法となり得るものもあり、デジタル学習基盤の活用は合理的配慮の前提となる基礎的環境整備の充実に、特に不可欠なものと考えられる。

